2・3　（略） 4　特例加算 1から3までの基準生活費の算出にあたっては、1　(2)のウを除く。）及び2により算定される額に世帯人員一人につき月額2,500円を加えるものとし、3により算定される額に世帯人員一人につき月額1,000円を加えるものとする。 第2章・第3章　（略） **別表第2～別表第9**　（略）	2・3　（略） 4　特例加算 1から3までの基準生活費の算出にあたっては、1　(2)のウを除く。）及び2により算定される額に世帯人員一人につき月額1,500円を加えるものとする。 第2章・第3章　（略） **別表第2～別表第9**　（略）

○厚生労働省告示第二百四十六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第七条第四号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二号）第四条及び第五条の規定に基づき、火葬等許可事務システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

令和八年六月十一日　厚生労働大臣　上野賢一郎

火葬等許可事務システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第七条第四号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（第二条において「省令」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項）

第二条　省令第五条の規定に基づく帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第二のとおりとする。ただし、別表第三までは、省略し、その関係書類を厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）

○厚生労働省告示第二百四十七号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第七条第四号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二号）附則第二条の規定に基づき、同条に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の火葬等許可事務システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準を次のように定める。

令和八年六月十一日　厚生労働大臣　上野賢一郎

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第七条第四号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の火葬等許可事務システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準は、別表のとおりとする。

二　省令附則第二条の規定により、別表の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準又は帳票要件の標準に係る火葬等許可事務システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年厚生労働省告示第二百四十六号。以下「告示」という。）別表第一及び別表第二の適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

別表（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準又は帳票要件の標準
北海道札幌市、北海道北見市、北海道北広島市、北海道美幌町、北海道津別町、北海道遠軽町、北海道別海町、北海道標津町、福島県二本松市、福島県川俣町、茨城県筑西市、栃木県益子町、栃木県茂木町、群馬県高崎市、群馬県桐生市、群馬県吉岡町、群馬県伊勢崎市、群馬県太田市、群馬県中之条町、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県行田市、埼玉県秩父市、埼玉県戸田市、埼玉県坂戸市、埼玉県代田町、群馬県嬬恋村、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県神川町、埼玉県寄居町、東京都墨田区、東京都品川区、東京都中野区、神奈川県鎌倉市、岐阜県羽島市、静岡県森町、愛知県東郷町、京都府亀岡市、兵庫県明石市、兵庫県伊丹市、和歌山県有田市、鳥取県智頭町、鳥取県日南町、島根県出雲市、岡山県総社市、岡山県勝央町、山口県長門市、徳島県阿波市、徳島県牟岐町、高知県高知市、高知県南国市、高知県須崎市、佐賀県多久市	告示別表第一の0390004の項、0390009の項、0390022の項、0390028の項、0390045の項、0390046の項、0390048の項、0390049の項、0390050の項及び0390064の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0390038の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道岩見沢市、北海道鷹栖町、北海道当麻町、北海道比布町、北海道美瑛町、北海道礼文町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、北海道弟子屈町、青森県弘前市、青森県三沢市、岩手県盛岡市、岩手県宮古市、岩手県喜茂別町、宮城県大河原町、宮城県丸森町、宮城県亘理町、宮城県山元町、宮城県大和町、秋田県横手市、秋田県仙北市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県山辺町、山形県金山町、山形県最上町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県遊佐町、福島県白河市、福島県南相馬市、福島県桑折町、山形県天栄村、福島県猪苗代町、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県浪江町、福島県玉川村、福島県福島市、茨城県水戸市、茨城県古河市、茨城県結城市、茨城県取手市、茨城県牛久市、茨城県坂東市、茨城県阿見町、	